議案第２０８号

議決事項の一部変更について（大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約）

令和７年２月議会において議決を得た請負契約について（議案第６５号。同年６月議会（議案第１０８号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「６４２，４６６，０００円」を「６６４，０５９，０００円」に変更する。